

JA ひろしまにおける不適切な共済契約について

1 要旨

農業協同組合法（昭和32年法律第132号）第93条第1項に基づく令和6年3月19日付け報告徴求命令（以下「報告徴求命令①」という。）に対して、ひろしま農業協同組合（以下「JA」という。）から8月13日付けで提出された報告内容の検証、評価を行ったところ、さらなる調査が必要であると認められたため、9月17日付けで追加の報告徴求命令（以下「報告徴求命令②」という。）を発出したので、報告する。

2 経緯（8月13日以降）

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 8月13日 | JAから報告徴求命令①に対する報告 |
| 8月20日 | 報告徴求命令①の報告内容に係るJA役員ヒアリングを実施 |
| 8月22日 | 報告内容の評価及び第三者委員会の設置など今後の対応を文書指導 |
| 9月2日～4日 | 調査報告態勢及び報告内容の確認を目的として検査を実施 |

3 JAの報告に対する県の主な評価

- 事実関係について、職員ヒアリングを中心に把握されているものの、既に提出されている関連資料等と整合性を図り正確性を高めるとともに、過年度との関連性などを整理し信ぴょう性を高める必要がある。
- 事案の背景として職員の「動機」「正当化」といった内的、心理的要因の分析はされているものの、「機会」の観点を含め事務手続きや内部統制上の具体的な問題点などを抽出する必要がある。
 - ※「動機」「正当化」「機会」は不正のトライアングルと呼ばれ米国犯罪学者が提唱した理論。3つの要素が揃うと不正行為の生じる確率が高まるとされている。
- JAの認識では共済金支払に関して利用者の不利益はないとされているものの、所在地の改変に伴う解約新規契約により生じる可能性のある不利益について、契約ごとに十分な精査が必要である。

4 報告徴求命令②の概要

(1) 報告を求める主な事項

ア 今後の調査報告態勢の確認について

- ・調査報告態勢の考え方及び体制、調査項目、調査等のスケジュール

イ 実態把握と背景・要因分析に係る補足調査について

- ・令和3年度及び令和4年度のマッチング回避契約の状況
- ・内部統制の観点からリスク管理部門によるリスクの抽出方法・検証手続き、事業課との連携状況
- ・契約ごとに解約新規に係り生じうる不利益の内容

(2) 報告期限 令和6年11月5日(火)

5 今後の対応

- JA から、報告期限までに適切な調査・報告が行われるよう、役職員のヒアリング等を通じて進捗管理する。
- JA から報告のあった内容について検証、評価を行う。
- 農林水産省に法解釈及び対応方針を協議しながら法令等に則り厳正に対処する。